



# 家庭ごみの分け方・出し方



## 分別にご協力ください

村の家庭ごみについては、飯舘クリアセンターで収集します。収集日については、裏面の表をご覧ください。

### ～ごみ出しのルール～

- ①正しく分別し、②指定のごみ袋に入れて、③決められた収集日の、
- ④朝8時まで、⑤指定の集積所に出しましょう。

※ルール違反のごみは、「違反ごみシール」を貼ってごみ集積所に残します。ごみ集積所の管理は、地域の皆さんで行っています。他の地域のごみ集積所には出さないでください。

#### もえるごみ(村指定の袋)⇒指定集積所

生ごみ、再生できない紙屑、天ぷら油、革製品、紙おむつ、ナイロン・ビニール・プラスチック類、ゴム類、衣類・布類等、庭木の剪定枝や除草した草、落ち葉等

- ・村指定のもえるごみ袋に必ず入れてください。
- ・資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- ・生ごみはできるだけ水分を取ってください。



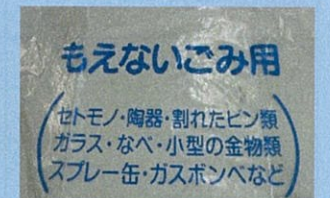
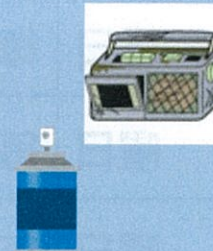
#### もえないごみ(村指定の袋)⇒指定集積所

瀬戸物等の食器類、刃物類、陶器の植木鉢、鍋・やかん等の金属製品、食用油類容器、ライター、割れた電球・ガラス類、乾電池

- ・資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
- ・刃物や割れたガラス等の危険なものは、厚手の紙等に包んで危険と表示してください。

##### ※カセットボンベ・スプレー缶の捨て方

- ①残存ガスが無くなるまで、中身を完全に使いきる。②穴を明け指定の袋に入れる。



#### 資源ごみ(市販の透明・半透明の袋)⇒指定集積所

- ①びん類:無色、茶色、その他(黒・青・緑等)に分けて、集積所に出してください。
- ・ラベルは剥がさなくてもかまいません。
- ・中を軽く水洗いしてください。

- ②ペットボトル:ラベルとふたを取ってください。
- 右のマークがペットボトルの分別の対象です。⇒



- ③空き缶

※①、②、③については、それぞれに分類して集積所に出してください。

#### 紙類・段ボール、白色トレイ等 ⇒行政区の定める集積所

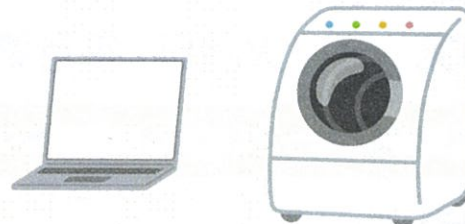
紙類(新聞紙、段ボール、雑誌類)は紐でしばる等運びやすい形で行政区の定める集積場所に出してください。

※白色トレイはきれいに洗浄して市販の透明・半透明の袋に入れて出してください。右のマークが分別の対象です。⇒



#### 村で収集しないごみ(販売店またはメーカー、専門業者等にご相談ください。)

- ・リサイクル対象家電:テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
- ・ノートパソコン、デスクトップパソコン本体等
- ・事業(営業)活動により生ずるごみ
- ・農薬・薬物の容器、ガスボンベ等危険物
- ・農業用機械器具、農業用資材、建築廃材等



#### 粗大ごみ

指定のごみ袋に入らない家具、布団、自転車等の粗大ごみは、集積所には出せません。

※粗大ごみの受入れ等につきましては、別途お知らせ版等でお知らせいたします。



#### 村指定ごみ袋販売店

- ・(有)北原商店、(有)荒木屋、セブンイレブンいたて村の道の駅までい館



# 飯舘村 令和6年度 家庭ごみの収集カレンダー

## お問い合わせ

○収集に関すること:

飯舘村役場住民課住民係 TEL:(0244)42-1618

飯舘クリアセンター TEL:(0244)42-1588

○ごみ袋の販売に関すること

飯舘村商工会 TEL:(0244)26-7957

※収集日等に変更がある場合は広報等によりお知らせします。

収集地区	燃えるごみの日			燃えないごみの日			資源ごみの日			紙類・段ボール等・ 白色トレイの日		
	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
草野	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
深谷	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
伊丹沢	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
関沢	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
小宮	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
八木沢・芦原	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
大倉	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
佐須	毎週	月	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
宮内	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
飯樋町	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
前田・八和木	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
大久保・外内 (笠石住宅団地除く)	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
笠石住宅団地	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
上飯樋	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
比曾	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
長泥	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
蕨平	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
関根・松塚	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
白石	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
前田	毎週	月	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
二枚橋・須萱	毎週	月	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日

○ 新聞紙・雑誌・段ボール・白トレイの集積場所は各行政区1か所となっています。集積場所は行政区長にご確認ください。

福島県が配布している「福島県環境アプリ」をご活用ください。

